

スルコト

三 會社ハ前項詮衡ニ洩レタル者(參百五拾名)

ニ對シ總額金參萬圓ヲ各勤續日數及賃金

ヲ標準トシ解雇手當トシテ支給スルコト、

大正十五年八月八日

以 上

調停者

信田重介

渡辺素夫

鈴木幸作

附記

以上三項ノ外會社ハ本件解決後左ノ三項ヲ

實行スルコトヲ聲明セリ

一 會社ハ其詮衡ニ依リ採用シタル者ニシテ因